

給実甲第 1 3 9 6 号

令和 8 年 9 月 1 日

〔各府省事務次官〕
〔各 外 局 の 長〕 殿

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 9 3 4 号の一部改正について（通知）

給実甲第 9 3 4 号（運賃等の値上げ等、在宅勤務等手当の支給又は通勤所要回数の変動に伴う通勤手当に係る届出の取扱いについて）の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 1 0 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
各庁の長（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号。以下「給与法」という。）第 7 条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。第 4 号において	各庁の長（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号。以下「給与法」という。）第 7 条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。第 4 号において

同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合で、職員の勤務官署に変更が生じないときは、人事院規則 9—24 (通勤手当) (以下「規則」という。)第3条の規定による届出(以下「届出」という。)に代わる適宜の措置をもって届出があったものとして取り扱うことができるものとする。

一 職員が利用するものとされている交通機関等の運賃等の値上げ又は値下げ(以下「値上げ等」という。)が行われた場合で、当該値上げ等の後も引き続き当該交通機関等を利用することとなる職員について、次に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ次に定める月から値上げ等の後の運賃等の額を基礎として通勤手当の額を算出することとなるとき。

イ (略)

ロ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等に係る通勤手当(ハに掲げるものを除く。) 次に掲げる当該交通機

同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合で、職員の勤務官署に変更が生じないときは、人事院規則 9—24 (通勤手当) (以下「規則」という。)第3条の規定による届出(以下「届出」という。)に代わる適宜の措置をもって届出があったものとして取り扱うことができるものとする。

一 職員が利用するものとされている交通機関等の運賃等の値上げ又は値下げ(以下「値上げ等」という。)が行われた場合で、当該値上げ等の後も引き続き当該交通機関等を利用することとなる職員について、次に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ次に定める月から値上げ等の後の運賃等の額を基礎として通勤手当の額を算出することとなるとき。

イ (略)

ロ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等に係る通勤手当(ハに掲げるものを除く。) 当該交通機関等の運賃

関等の運賃等の値上げ等に係る規則第 20 条第 2 項の規定による通勤手当の改定の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

(1) 当該改定が、規則第 20 条第 2 項第 1 号又は第 3 号イに掲げる場合に該当する場合
当該交通機関等の運賃等の値上げ等の日の属する月

(2) 当該改定が、規則第 20 条第 2 項第 2 号又は第 3 号ロに掲げる場合に該当する場合
当該交通機関等の運賃等の値上げ等の日の属する月の翌月
(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

ハ 規則第 19 条第 1 項に掲げる通勤手当 同項に定める期間に係る最後の月の翌月

二 (略)

三 1 箇月当たりの平均通勤所要回数の変動に伴い給与法第 12 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額又は同条第 3 項第 1 号に規定する特別料金等相当額をそ

等の値上げ等の日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

(新設)

(新設)

ハ 規則第 19 条第 4 項に掲げる通勤手当 同項に定める期間に係る最後の月の翌月

二 (略)

三 1 箇月当たりの平均通勤所要回数の変動に伴い給与法第 12 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額又は同条第 3 項第 1 号に規定する特別料金等相当額をそ

の支給単位期間の月数で除して得た額に変更が生じた在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員が、引き続き当該変動前と同一の交通機関等を利用し、当該変動前と同一の交通機関等によって通勤手当の額を算出することとなる場合において、次に掲げる当該変動に係る規則第20条第2項の規定による通勤手当の改定の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月から変動後の通勤手当の額を算出することとなるとき。 イ <u>当該改定が、規則第20条第2項第1号又は第3号イに掲げる場合に該当する場合</u> <u>当該変動があった日の属する月</u> ロ <u>当該改定が、規則第20条第2項第2号又は第3号ロに掲げる場合に該当する場合</u> <u>当該変動があった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）</u> 四 （略）	の支給単位期間の月数で除して得た額に変更が生じた在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員が、引き続き当該変動前と同一の交通機関等を利用し、当該変動前と同一の交通機関等によって通勤手当の額を算出することとなる場合で、<u>当該変動があった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から当該変動後の1箇月当たりの平均通勤所要回数を基礎として算出することとなるとき。</u> （新設） （新設） 四 （略）
---	---

以 上